

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	高橋伸行君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	水野忠宗君	生涯学習課長	木全豊君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	陸田友彦
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第93号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第3 議第94号 垂井町公共施設整備基金条例の制定について

日程第4 議第95号 垂井町森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第5 議第96号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

について

- (1) 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- (2) 垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- (3) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- (5) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- (6) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (7) 垂井町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- (8) 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第6 議第97号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第7 議第98号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第8 議第99号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正について

- (1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- (2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第9 議第100号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

日程第10 議第101号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第11 議第102号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第12 議第103号 垂井町立幼稚園条例等の一部改正について

- (1) 垂井町立幼稚園条例の一部改正について
- (2) 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正について
- (3) 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第13 議第104号 垂井町営住宅条例の一部改正について

日程第14 議第105号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

日程第15 議第106号 防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結について

- 日程第16 議第107号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第4号）
日程第17 議第108号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議第109号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第19 議第110号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第20 議第111号 訴えの提起について
日程第21 議第112号 訴えの提起について
日程第22 議第113号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
日程第23 議第114号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、8番 安田功君、9番 角田寛君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（後藤省治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に選挙管理委員会からの通知が1件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第93号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第93号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第93号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第94号 垂井町公共施設整備基金条例の制定について

○議長（後藤省治君） 日程第3、議第94号 垂井町公共施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第94号 垂井町公共施設整備基金条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第95号 垂井町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第95号 垂井町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第95号 垂井町森林環境譲与税基金条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第96号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- (1) 垂井町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正について
 - (2) 垂井町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について
 - (3) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - (4) 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
 - (5) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
 - (6) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - (7) 垂井町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
 - (8) 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
-

○議長（後藤省治君） 日程第5、議第96号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第96号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第97号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第97号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第97号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第98号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第7、議第98号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第98号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第99号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正について

(1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

(2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第8、議第99号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第99号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第100号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第9、議第100号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第100号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第101号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第10、議第101号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第101号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第102号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第11、議第102号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第102号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第103号 垂井町立幼稚園条例等の一部改正について

(1) 垂井町立幼稚園条例の一部改正について

(2) 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正について

(3) 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第12、議第103号 垂井町立幼稚園条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第103号 垂井町立幼稚園条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第104号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第13、議第104号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 御機会をいただきましてありがとうございます。

ちょっと御質問をさせていただきたいと思います。

今回、垂井町の町営住宅に関しまして、いろいろと御議論がありまして、この際ちょっと確認をさせていただくんですけども、今回駒引町営住宅の中で13戸を12戸ということで、提案説明の際に垂井町として充足しているよというお話があったかと思いますが、今一体全体、ちょっと確認なんですけど、管理する戸数は全部でどれだけあるのかということと、町として適正保有戸数というのがどのくらいにお定めがあるのかということと、あと今後梅谷も廃止されるということで、町営住宅のあり方ですね、町として充足という考え方があるのであれば、例えば民間委託ですとか、そういった部分を視野に入れていかれるのか、町として町営住宅というのはこれだけ民間のアパートや等々がふえてきた中で、こういった部分も一度見直し、検討していかなきゃならない時期に来ているのかなというのが思いますので、そのあたりちょっとお答えいただけたらなと思います。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 今、木村議員のほうから町営住宅の戸数について、全体で何戸があって、何戸ぐらいの空き家があるのかということ、それと町全体としてこれからの住宅施策の中で公営住宅としてやっていくのに、今空き家があるんだったら、民間があるから民間に委ねているというのが実情でございますけれども、その辺の考え、大きくこの2点だったと思うんですけども、それについてお答えいたします。

今、垂井町の町営住宅は、永長町営住宅、河原道町営住宅、葉生町営住宅、それと野庵町営住宅、今議題に上げております駒引町営住宅、それから梅谷町営住宅、むつみ町営住宅、それと比女町営住宅がございます。これらの住宅は全体でおおむね5割から6割の入居率でございます。今から10年ほど前は、ほとんど100%に近い入居率でございまして、その後、それ前後から民間の共同住宅の建設が進み、垂井町が土地区画整理を推進したところでも、随分の共同住宅が建設されたところがございます。したがって、住宅を希望される方は、それまでは町営住宅に依存する場合が多かったわけでございますけれども、県営住宅も同じことが言えま

す。県営住宅も入居率が今非常に低くなってきておりまして、何棟かあるうちの1棟は廃止の検討がされておるといようなことも伺っております。したがって、実際の町営住宅の利用者は、大体、先ほども申しましたとおり50%から60%でございます。

それで今後、町が住宅を提供していくのに、どのような方向性を見出していかということでございますけれども、公共施設管理計画の中では、梅谷町営住宅、比女町営住宅、それと駒引町営住宅は、今後老朽化に向けて廃止をしていくという方向にあります。ということは、民間で共同住宅が建設されていきますので、民間でお願いできることは民間にお願いしていこうというのが趣旨でございます。

低廉な家賃で住宅を提供するという町の本来の役割もございしますが、今現在、空き家がさっきも言いましたとおり半数近くあるということで、町の今の考え方といたしましては、需要が少ないというふうに考えております。むしろ民間の共同住宅のほうに流れている、いや選択される傾向が強んじゃないかなというふうに考えております。

このようなことから、先ほど申しましたとおり、公共施設管理計画の中で3カ所の町営住宅については廃止に向けていくという方針を決めているわけでございます。これが垂井町の現在の公営住宅に関する考え方でございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。

ちょっと具体的な戸数とかそういった部分がお答えがなかったように思うんですが、入居率でお答えになられたかなというふうで、適正がどんだけかということは、今後公共施設管理計画の中でしっかりと出していくよということで、その認識でよかったですよね。

一方で、今回対象になっています駒引なんかも廃止の方向だということで、あと残る12戸の方のお住まいの毎日の日常ということもございしますので、しっかりと守られながら、そういった御議論を進めていかれるのがいいのかなと思っていますし、ただそれこそ今回廃止の方向ではないということで、いろいろとまだ耐震とかどこをしっかりと残していくのかとか、やはり安価でお住まいいただけるということで大変安心してお暮らしいただいていると思うんですね。しっかりそういった残される部分というもののサポートもしっかりしながら、こういう廃止の方向ばかりのお話がどんどん出てくると、やはり自分のところもそうじゃないかということで不安をおおるようなことにもなりかねないと思っていますので、しっかりと守るべきは守るといことで、そういったこともあわせて出していただきたいなと思いますので、今後の運営方法をよろしくお願ひしたいと思っています。

また具体的な保有戸数等々は、また今後お聞かせいただければと思っていますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第104号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第105号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

○議長（後藤省治君） 日程第14、議第105号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第105号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（後藤省治君） 日程第15、議第106号 防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第106号 防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（後藤省治君） 日程第16、議第107号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第107号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第108号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（後藤省治君） 日程第17、議第108号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第108号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議第109号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（後藤省治君） 日程第18、議第109号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第109号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議第110号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（後藤省治君） 日程第19、議第110号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第110号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議第111号 訴えの提起について

○議長（後藤省治君） 日程第20、議第111号 訴えの提起についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第111号 訴えの提起については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議第112号 訴えの提起について

○議長（後藤省治君） 日程第21、議第112号 訴えの提起についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第112号 訴えの提起については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議第113号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

○議長（後藤省治君） 日程第22、議第113号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第113号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億7,269万円を追加し、予算総額を100億4,515万6,000円といたすものでございます。

補正いたしますものにつきましては、教育費では、小学校費におきまして小学校空調設備設置工事に係ります工事請負費につきまして増額措置をいたしたところでございます。

また、中学校費におきましては、中学校空調設備設置工事に係ります工事請負費につきまして同じく増額の措置をお願いいたしておるところでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金、町債及び繰越金より収支の均衡を図った次第でございます。

なお、繰越明許費の補正につきましては、小学校空調設備設置事業、中学校空調設備設置事業に係ります経費を令和2年度に繰り越して実施することをお願いいたすものでございます。

また、地方債の補正につきましては、追加をお願いいたすものでございます。

以上、細部にわたりましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 私から議第113号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,269万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,515万6,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書8ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款10教育費、項2小学校費、目3学校建設費でございます。小学校空調設備設置工事第2期分といたしまして1億434万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費、目3学校建設費で中学校空調設備設置工事（第2期）で6,834万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

7ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目9教育費国庫補助金でございます。学校施設環境改善交付金といたしまして5,763万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金で3,105万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款21町債、項1町債、目9教育債でございます。小学校債で5,100万円、中学校債で3,300万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案書に戻っていただきまして、第2条、繰越明許費の補正でございます。

第2表、3ページをごらんください。

繰越明許費の追加をお願いするものでございまして、小学校空調設備設置事業といたしまし

て1億434万3,000円、中学校空調設備設置事業といたしまして6,834万7,000円を翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、議案書に戻っていただきます。

第3条、地方債の補正でございます。

申しわけございませんが、こちらにつきましても4ページ、第3表をごらんいただきたいと思っております。

地方債補正といたしまして、小学校空調設備設置事業といたしまして限度額を5,100万円、中学校空調設備設置事業といたしまして限度額3,300万円を借り入れるものと予定し、追加をお願いするものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

また、9ページには、地方債の現在高見込みに関する調書を添付させていただいておりますので、お目通しを願いたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 4番 若山です。

お尋ねをいたします。第3表の地方債補正の関係でお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、こちらに記載されておりますのは、基準的な文言でございまして、例えば利率に関しましては、実質金利はどの程度見積もられているのかということ。それから、借入先の融資条件によるものとする、こうなっておるんですけれども、借入先あるいは据置期間、あるいは償還期限、こういったことの条項をお教えいただきたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 今お尋ねの件につきましてお答えしたいと思っております。

借り受けに関します利率ですが、現在、政府系のもので0.005%、民間で0.35%となっておりますので、政府系の資金を借りる予定をしております。

期間につきましては、13年でございまして、3年据え置き10年償還でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第113号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第5号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議第114号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（後藤省治君） 日程第23、議第114号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第114号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員 中村真木子氏の任期が令和2年3月6日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第114号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和元年第6回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時39分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 安 田 功

会議録署名議員 角 田 寛